



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料2-2

規制改革推進会議 専門チーム会合提出資料

平成30年11月28日
厚生労働省

看護師が行う業務への派遣が可能な範囲について

- 看護師等が行う業務について労働者派遣事業を行うことは**原則禁止**。

<看護師等の医療関係業務を禁止業務としている理由>

- ・ 病院等が派遣労働者を受け入れると、医療提供チームの構成員が派遣労働者を特定できないこと。（特定できたとしても派遣元事業主の都合によって派遣労働者が差し替えられる場合もあること。）
- ・ 医療提供を行うチームの構成員同士の能力把握や意思疎通が十分になされず、その結果、患者に提供される医療に支障が生じかねないおそれがあること。

- ただし、看護師が行う業務であっても、
- ・ **特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等で行う場合**
 - ・ 当該業務が産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した者の業務である場合等においては、**労働者派遣事業を行うことが可能**。

<参考>

看護職員（看護師、保健師、助産師、准看護師）の数：166万人（平成28年）

【出典】厚生労働省医政局看護課調べ

派遣されている保健師、助産師、看護師の数：6,404人（平成29年6月1日）

【出典】労働者派遣事業報告

日雇派遣の原則禁止について

- 派遣元事業主は、一部の場合を除き、日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者）について労働者派遣を行ってはならない。

<日雇派遣禁止の背景>

- 日雇派遣はあまりにも短期の雇用・就業形態であることから、派遣元と派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、また、事業主のコンプライアンス意識の低さも相まって、
 - ・ **違法派遣が生じやすい（禁止業務派遣、二重派遣等）**
 - ・ **日雇労働者の過重労働を助長し、労働災害が起きやすい**等の問題が指摘されていたことから、派遣労働者の保護を図ることを目的として創設された。

<禁止の例外>

- ① 日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務（日雇派遣の例外業務（※））について派遣する場合
- ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等を派遣する場合（日雇派遣の例外の場合）
（60歳以上の者、雇用保険の適用を受けない学生、副業として従事する者（生業収入が500万円以上）等）

※ 日雇派遣の例外業務（いわゆる17.5業務）

- | | | | |
|------------|--------------|------------|-----------------|
| ○ ソフトウェア開発 | ○ ファイリング | ○ 添乗 | ○ 書籍等の制作・編集 |
| ○ 機械設計 | ○ 調査 | ○ 受付・案内 | ○ 広告デザイン |
| ○ 事務用機器操作 | ○ 財務処理 | ○ 研究開発 | ○ O A インストラクション |
| ○ 通訳、翻訳、速記 | ○ 取引文書作成 | ○ 事業の実施体制の | ○ セールスエンジニアの |
| ○ 秘書 | ○ デモンストレーション | 企画、立案 | 営業、金融商品の営業 |

(参考) 日雇派遣に関する問題事例 (過去の新聞記事より)

事例 1

派遣会社 A が、●県●市で起きた労災事故を適切に報告しない「労災隠し」を行った事案。
事故に遭った派遣労働者の男性は指の骨が折れる大けがだったが、会社から「労災を使ったら、仕事がこなくなるぞ」と労災に基づく治療費の支払いを拒否され、毎日の生活苦により仕事の継続を承諾せざるを得なかったと話している。

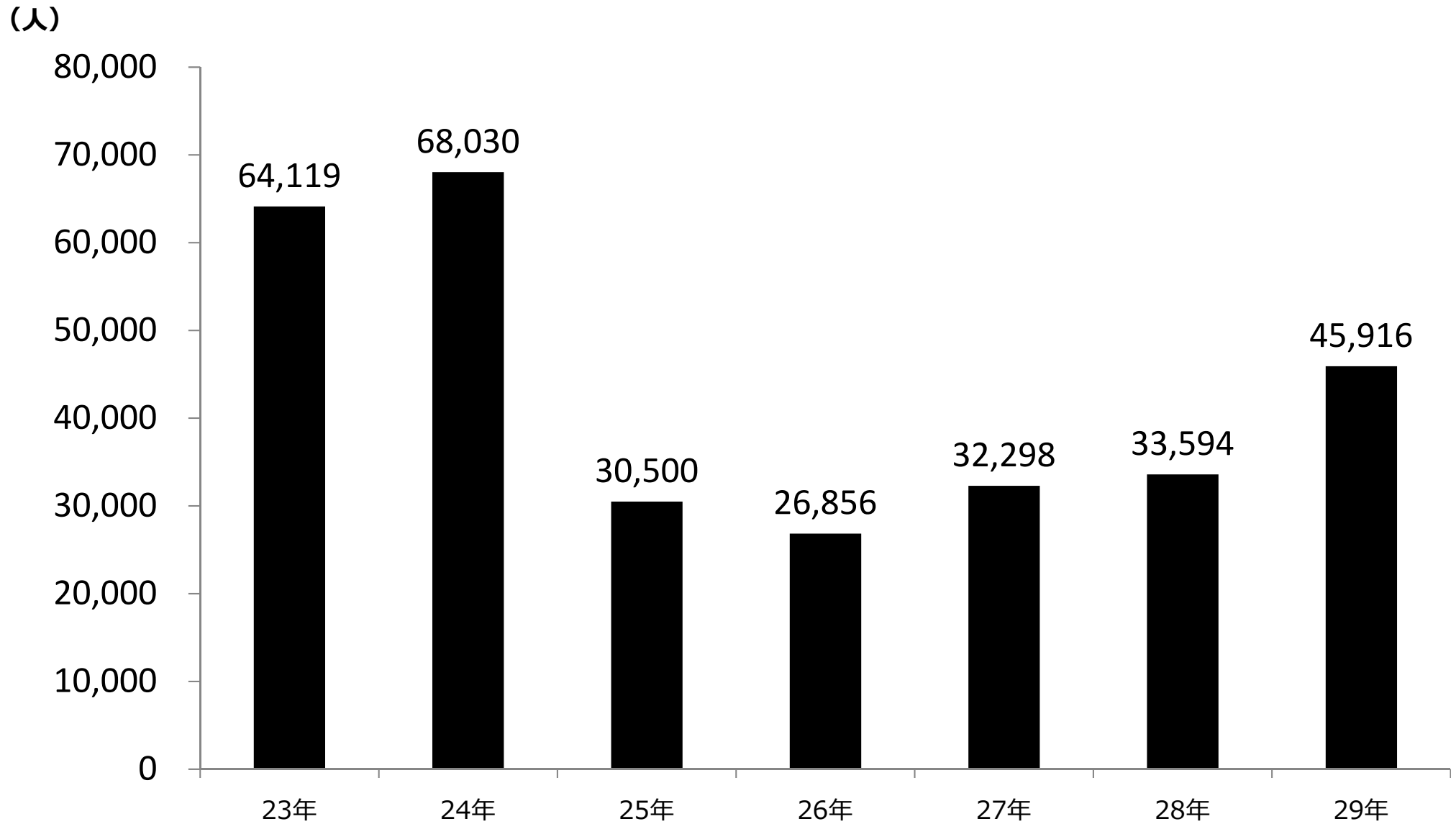
事例 2

派遣会社 B が、日雇派遣労働者をトラックの荷台のコンテナに乗せ、約 2 キロ離れた倉庫まで運んでいた事案。その光景を何度も見ていたタクシー運転手が政党機関誌に通報して発覚するまで約 2 か月続いた。
派遣会社 B に登録するある日雇派遣労働者は、夏、蒸し風呂のようなコンテナに 1 時間も入れられたという人と仕事をしたこともある、と話している。

事例 3

派遣会社 C は、派遣法で禁止されている港湾関連業務へ短期スポット派遣していたことを受け、労働局が事業停止命令を出した事案。
港湾倉庫に派遣された男性が作業中に荷崩れに巻き込まれ、足を骨折する重傷を負った事故が発生している。
派遣会社 C では、派遣料金からデータ装備費と称して、給与から不明瞭な天引きをしていたことも判明し、問題となった。
派遣会社 C は物流業、スーパーなどにも多数派遣していた。

(参考) 日雇派遣労働者数の推移について



※ 各年6月1日時点の人数

資料出所：労働者派遣事業報告

看護師の日雇派遣を認めることについて

- 看護師の業務については、特別養護老人ホーム等であっても、利用者の医療依存度は高まる傾向にあり、点滴、インスリン注射、服薬管理等の医療行為も一般的に発生している。また、深夜勤務も求められる状況にある。

このような現場において、日雇派遣の形態で看護師を受け入れた場合には、雇用管理が不十分となりがちな面から、**看護師本人の過重負担（※）を招く可能性**があり、その結果、**医療安全にも影響が及ぶおそれ**がある。

（※）派遣元と派遣先双方で雇用管理責任が希薄となる結果、派遣先による労働時間管理が曖昧となり、また、入所者等からのハラスメント等の看護師特有の身体的・精神的負担への対処がおろそかになるおそれがある。

- このように、**入所者等の生命身体の安全や健康を担う看護師**については、専門性は十分認められるとしても、**雇用管理面への影響はより慎重に見極める必要があり、その業務を日雇派遣の対象とすることには、慎重に対応すべき。**

- 看護師及び介護施設における看護師の日雇派遣を認めることに対するニーズ等を把握するため、調査を行うこととしたい。

- なお、看護師の日雇派遣を認めるに当たっては、労働者派遣法に基づき、**あらかじめ、労働政策審議会（公労使の三者構成）の意見を聴かなければならない。**